

令和2年度 社会福祉法人 指導監査実施結果

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
1	社会福祉法人	令和3年1月15日	理事会の決議前に、評議員会の招集通知を発しているものがありました。また、評議員会を決議の省略とすることについて、理事会に諮っていませんでした。法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項第1号及び定款第12条第1項に基づき、評議員会は理事会の決議に基づき招集してください。	①評議員会の招集通知発出は理事会決議後の日にちとすることについて ②評議員会の決議の省略について、理事へ手続きについての説明のみ行い、決議を取らなかったことについて 上記2点について、役職員において理解確認の上、爾後、事務処理の徹底を図ることで理事会に報告し是正した。
	新潟県視覚障害者福祉協会	実地		

令和2年度 社会福祉法人 指導監査実施結果

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
2	社会福祉法人	令和3年1月19日	理事長の重任登記が、2週間を超えて登記されていました。また、資産の総額についても、会計年度終了後3ヶ月を超えて登記されていました。組合等登記令第3条の規定に基づき、期限内に変更登記をしてください。	申請手続きがスムーズに行えるよう、事前に必要書類を確認し、委託した。
	新潟県身体障害者 団体連合会	実地		

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
3	社会福祉法人	令和3年1月20日	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、議事録では各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会において理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨議事録に明記してください。	議事録を訂正いたしました。議事録作成に際しては、法令及び定款を確認し、適切に作成いたします。
	にいがた寿会	実地	平成31年3月27日に理事会と評議員会を実施していますが、議案が、同日の理事会で決議されたものでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第182条第1項の定めに基づき、評議員会の日時及び場所並びに議題・議案を理事会で決議後、招集通知を発出し、1週間の間隔を空けて評議員会を開催してください。	評議員会開催にあたっては、開催日時及び場所並びに議題・議案を決議後、法令及び定款に基づき、適切に対応いたします。
			最終補正予算額と計算書類(決算)の予算額が一致していませんでした。平成28年3月31日社援基発0331第2号(最終改正平成31年3月29日)社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について2の(2)に基づき、資金収支計算書の予算欄の金額は、理事会で承認された最終補正予算と一致させてください。	資産段階の補正予算案については、適宜当該エクセルファイルを削除し、常に最新のエクセルファイルを保存することとともに、保管時に当該ファイルの補正予算を突合し、その一致を確認することといたします。

令和2年度 社会福祉法人 指導監査実施結果

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
4	社会福祉法人	令和3年1月20日	監事の選任について、就任の意思表示を確認できない事例がありました。平成29年4月27日社援発0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(指導監査ガイドライン)に基づき、就任承諾書等により就任の意思表示を確認してください。	該当監事から就任承諾書を再提出していただき、新潟市福祉監査課に就任承諾書の写しを提出いたします。
	新潟いのちの電話	実地		

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
5	社会福祉法人	令和3年1月21日	<p>工賃変動積立金について、平成28年3月31日社援発0331第39号(最終改正令和2年9月11日)社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱いについて19に基づき、積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立ててください。</p>	<p>振替仕訳処理を行い、積立資産(工賃変動積立資産)を計上いたしました。</p>
	是真会	実地	<p>理事会への出席について、理事会に2回以上連続で欠席している理事がいました。平成29年4月27日社援発0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(指導監査ガイドライン)に基づき、当該理事が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認して下さい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染予防の対応に十分留意したうえで法人運営を行い、左記の指摘事項に継続的に該当することがないか勘案し役員人事を行います。</p>
			<p>平成28年にときわホーム戸石を建設していますが、所轄庁へ基本財産増加に係る定款変更の届出を行っていません。社会福祉法第45条の36第2項及び社会福祉法施行規則第4条第1項に基づき、基本財産が増加した際は、遅滞なく所轄庁へ定款変更の届出を行ってください。</p>	<p>次回開催される理事会および評議員会にて、定款変更の議決を経て、定款変更の届出を行います。</p>

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
6	社会福祉法人	令和3年1月22日	公益を目的とした事業について、現在は実施していない事業が定款に記載されています。社会福祉法第31条第1項に基づき定款を改正するなどしてください。	定款第36条第2項で定める公益事業については、新型コロナウイルスの感染拡大が一 定終息した段階で実施します。
	あたご共生福祉会	実地	理事・監事の選任に際し、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。 定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会において理事又は監事を選任する議案を 決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨議事録に明記してくだ さい。	次回の評議員会に際しましては、候補者一人ずつ決議していただくよう進行するととも に、議事録にも候補者一人ずつ決議したことを記録します。
			評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの 確認をしていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14 第5項の規定に基づき、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認し、記録を 残してください。	今後開催する評議員会及び理事会においては、議案提案後に利害関係人がおられるか どうか確認し、おられた場合は決議に参加していただくようにするとともに、議事録 にもその経過を記録します。 また、会議招集の案内文書で日時・会場・議案等をお知らせする際に、それぞれの議案 について利害関係があると思われる評議員・理事がおられたら、事前に法人本部まで連 絡をいただくよう明記します。
			資金収支計算書について、社会福祉法人会計基準第16条の5及び平成28年3月31日社援 基発0331第2号(最終改正平成31年3月29日)社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計 処理等に関する運用上の留意事項について2の(2)に基づき、予算欄の金額は、理事会 で承認された最終補正予算の金額と一致させてください。	2020年度決算における資金収支計算書については、理事会で承認された補正予算があ る場合は、その数字を予算欄に記載するよういたします。